

# 広報



# としま

No. **375**

2024年

**5**月



## 義務教育学校としての 利島小中学校が スタートしました!

今月の  
表紙写真



### 今月号の主な内容

- 住民課よりお知らせ 2
- 教育長コラム 3
- 診療所よりお知らせ 4
- 診療所からのお願い 5
- 個人住民税の定額減税について 6
- 五島をつなぐ ～支庁の窓～ 7
- 5月のカレンダー 8

総人口

**289** (-23)  
人

世帯数

**175** (-12)  
世帯



男性  
**159** (-10)

女性  
**130** (-13)

( )内は前月比  
令和6年4月1日現在

## 住民課よりお知らせ

問い合わせ先 住民課 ☎9-0013

### 非常勤保健師来島のお知らせ

予約制

どのようなことでもお気軽にご相談ください。相談を希望される方は、住民課保健師までご連絡ください。

日程：5月14日(火)～16日(木)

担当：保健師：井上奈美

※今月より、奇数月の井上保健師来島の曜日が変更になりました。



### 带状疱疹ワクチン集団接種(1回目)

ワクチン接種で带状疱疹の発症を90%予防することができます。そのため、利島村では带状疱疹の発症を防ぐことを目的とし、令和5年から带状疱疹のワクチン接種を補助します。今回の接種から50歳以上の方が接種可能になっています。

対象者：利島住民の方で50歳以上の方

※過去に利島村でシングリックスを接種したことがない方

日程：1回目：5月16日(木)

2回目：7月18日(木)

※2ヶ月あけて2回接種が必要です

費用：無料

詳しい時間・予診票については、  
接種希望者の方に送付します。  
お知らせをご確認ください。



### 子育て広場

保育園に入所していないお子さまと保護者の交流の場です。一緒に遊びましょう。お問い合わせは、子ども家庭支援センター(04992-9-0018)

までよろしくお願ひします。

日程：10:00～11:00

場所：地域交流会館

※詳細は決まり次第、ご案内いたします。



## 令和6年4月1日付 人事

### 1. 異動

氏名	職種	新所属	前所属	備考
のじり 野尻 晋太郎	医師	利島村国民健康保険診療所長 学校医・保育園医兼務	三宅村国民健康保険 直営中央診療所	東京都からの 派遣
長井 剛史	事務	住民課主幹 利島村診療所国民健康保険 診療所事務長 兼務	住民課課長補佐 利島村診療所国民健康保険 診療所事務長 兼務	昇格
前田 裕	事務	環境建設課主幹	環境建設課課長補佐	昇格
五味 恵介	事務	総務課主査	総務課主任	昇格
櫻庭 裕子	事務	住民課主査 会計管理課主査 兼務	住民課主任 会計管理課主任 兼務	昇格
井口 保行	事務	環境建設課主査	産業観光課主査	異動
入 大輝	事務	産業観光課主任	環境建設課主任	異動

### 2. 退職

氏名	職種	職名	発令内容	備考
本東 達也	医師	利島村国民健康保険診療所長	東京都からの派遣期間	令和6年3月31日付

## 令和5年度東京都島嶼町村一部事務組合情報公開制度実施状況の公表

東京都島嶼町村一部事務組合の情報公開制度(平成18年条例第9号)は、島しょ9町村の住民の組合行政への参加をより一層推進するとともに、組合の公正な運営を確保することを目的に制定され、毎年1回、情報公開制度の実施状況を公表しております。

令和5年度の情報公開制度実施状況は次のとおりです。

### 令和5年度東京都島嶼町村一部事務組合情報公開制度実施状況

開示請求件数 3件

開示決定件数 3件(一部開示決定を含む。)

問い合わせ先：東京都島嶼町村一部事務組合 総務課電話番号：03-3432-4961



# 「人づくり=島づくり」

## ④ 日本の大人は勉強しない?? (現状把握編)

### 【人生100年時代の学びのサイクル】

私が大学生だった2015年前後から、「人生100年時代」という言葉をよく聞くようになりました。ある海外の研究では、2007年に日本で生まれた子供の半数が107歳より長く生きると推計されています。日本が健康寿命世界一の長寿社会を迎え、「教育・仕事・引退」という3ステージの一直線の人生から、何度も学び直し、様々な仕事や活動をしながら豊かな人生を自分の力で切り開いている「マルチステージの人生」に変わってきています。一直線に進んでいくというよりは、「学ぶこと」と「学んだことを生かすこと」の両方をグルグルと回転させていくようなイメージで、「ライフシフト」と言われています。また、これだけ社会の変化と技術の進展が目まぐるしい時代ですので、そもそも学ばないと生き残っていけないという現実問題の方が大きいかもしれません。

### 【新しい言葉「アンラーン」】

最近「アンラーン」(Unlearn)という言葉も聞くようになりました。最初聞いた時は、「学ばない自由」みたいな意味なのかと思ったのですがそうではなく、「学びほぐし」を意味します。自分が既に身に付けた知識や成功体験などを一度意識的にリセットし、新しいことに対して柔軟になろうとするものです。

特に「成功体験」のリセットは、とても難しいかもしれません。私の高校野球時代を振り返ってみると、例えば200本の素振りを日々繰り返してヒットを打てるのは達成感があり嬉しいのですが、それよりも今の技術をフル活用し、自分のスイング角度や苦手なコースを分析しながら練習する50本の方が効果は高いはず(野球に詳しくない方は申し訳ありません)。また、打球は飛ばないけどバントは上手い、「つなぎの2番」を誇りに思っていた私ですが、実際は「1回ツーアウトランナー無し」を量産していました。今は統計学上、チーム1・2を争う強打者を2番に置くと点が入りやすいとされていますので、利島に「大谷グローブ」を届けてくださった大谷選手は、打順で2番を打つことが多いです。10年前の常識は今の非常識になり、また今の常識はきっと10年後には非常識になっているということを「理解する」ことが必要であり、「学ぶこと」、「学んだことを生かすこと」、「学びほぐしを行うこと」の3つのサイクルを回すことが重要なのだと思います。

### 【日本の大人は勉強しないという調査結果】

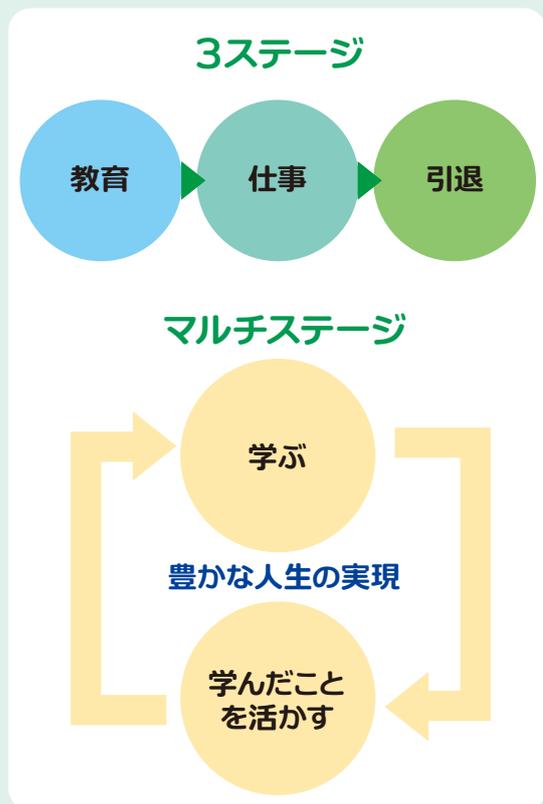
一方、3月に開催した「利島村教育フォーラム」において講師の庄子先生がお話されていましたが、職場以外での学習について、「特に何も行ってない」と回答する日本人は52.6%(パーソル総合研究所「グローバル就業実態・成長意識調査」2022年)とされています。これは調査した18の国・地域の中で突出して最下位でした。また、別の調査で「学習していない」と答えた方に、その理由を尋ねたところ「特に必要がないから」と答えた方が45.5%(内閣府「生涯学習に関する世論調査」2022年)だったようです。「特に学ぶ必要がない」という認識では上記の3つのサイクルが回っていきませんので、今後の社会を見据えた時に、誤った認識だと感じます。子供に「勉強しなさい」と言う前に、大人がまず背中を見せていく必要があります。

今の時代、自分にあつた学び方を分析し、学ぶ内容も自分なりにアレンジできるようになってきています。未だかつてない、「学び放題時代」の到来です。

次号では、少し具体例をご紹介しますと考えています。



コラムの感想・意見はこちらから



# 診療所よりお知らせ

問い合わせ先 住民課 ☎9-0016

## 耳鼻咽喉科・整形外科専門診療 ご予約は診療所まで：04992-9-0016

### 耳鼻咽喉科専門診療【予約開始：5月1日から】

日にち	耳鼻咽喉科専門診療		一般診療	
	午前	午後	午前	午後
5月28日(火)		14:00～17:00	○	×
5月29日(水)	学校・保育園 検診	16:00～18:00	○	○
5月30日(木)	9:00～11:30	14:00～16:00	×	×

### 整形外科専門診療【予約開始：5月1日から】

日にち	整形外科専門診療		一般診療	
	午前	午後	午前	午後
6月6日(木)		14:00～18:00	○	×
6月7日(金)	学校・保育園 検診	15:00～18:00	○	×
6月8日(土)	9:00～11:30	14:00～16:00	休診日	

### 眼科専門診療の受診をお考えの方へ

眼科では、より詳しい検査をするために「散瞳」をすることがあります。散瞳をすると数時間の間焦点が合わないことや目がかすんで目が見えにくくなります。その為、車での受診は控えていただくか、見え方が回復するまで診療所でお待ちいただくようお願いします。



## セルフメディケーションの推進について

### セルフメディケーションとは？

「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当をすること」です

このセルフメディケーションを心がけることで、

- ・病気の予防や早期発見
- ・毎日の健康管理の習慣が身につく
- ・受診する機会が減り、医療費が節約できる
- ・国民全体の医療費増加が抑制される

といった効果があります。

### こんなことに取り組みましょう

- ・適度な運動
- ・十分な睡眠
- ・栄養バランスのよい食事
- ・健康診断を受診する
- ・日頃から体重や血圧を測定し、体調を管理する
- ・軽度の体調不良の際に、市販薬を上手に使う

### 長く元気でいるために

自分自身の身体の状態を知り、医師や薬剤師に相談しながら病気や薬についての正しい知識を身につけることが大切です。そして自分の体の状態を知るために、毎年健診を受けましょう。

今年の住民健診の日程は **令和6年9月21日(土)～令和6年9月23日(月)午前** です。

## 診療所からのお願い

### 診療所の受付時間について

診療所の窓口受付時間は以下の通りとなります。

- 平日 午前8：45～11：30（診察終了11：45）  
 （水曜のみ）午後13：45～15：15（診察終了15：30）  
 土休日および上記時間外の急患等に関する連絡は  
 平日 （昼間）午前8：15～午後5：00までは診療所（04992-9-0016）  
 （夜間）午後5：00～午前8：15までは村役場（04992-9-0011）  
 土休日（終日）村役場（04992-9-0011）までお願いいたします。



※利島村には消防署がありません。搬送を必要とする場合は村役場までご連絡をお願いいたします。

### お子様の診療所受診（歯科・予防接種を含む）について

未成年のお子様を受診する際、にはかならず保護者の同伴が必要です。診断や治療に関して選択肢がある場合、予防接種歴や既往歴・服薬内容など重要な情報を確認し、かつ十分納得いただいたうえでお子様に最前の医療をうけていただくためにも、ご理解とご協力をお願い致します。

また、受診の際は必ず保険証ならびに各種医療証を持参いただき、健診結果通知をお持ちの場合は当該通知も必ずご持参ください。

### 診療所受診の際のお願い

診療所を受診される際（歯科を含む）は、必ず保険証およびその他受給者証をご持参ください。

- ①加入されている保険の変更があったにも関わらず保険証の提示が無い場合、所属する保険の違いにより不当利得が発生した場合、保健給付された7割分について、ご自身で旧保険者への返金手続き、新保険者への請求手続きを行う必要が生じます。
- ②（特に70歳以上の方で）一部負担金の自己負担割合に変更が生じたかた（2割→3割など）については、一部負担金の差額を追加でご請求させていただきます。

- ・会社等に 就職/退職 した
- ・70歳を迎え、高齢受給者証の交付を受けている
- ・75歳を迎え、後期高齢者医療制度の被保険者となった。
- ・お子様が小学校へ入学した

といった場合は特にご注意ください。

### 歯科検診・歯科診療について

利島村では、歯科検診を年4回（6・9・12・3月）に実施しています。

歯科検診の予約は実施月の1日より、診療所にて受付しておりますのでぜひご利用ください。

また、歯科診療については毎月1回一週間（実施日は毎月の広報をご覧ください）実施しており、前回の診療日以降、診療所にて予約を随時受付しています。

**連絡先：利島村国民健康保険診療所 04992-9-0016**

## 個人住民税の定額減税について

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

### 対象となる方

前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

### 減税額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。



### 徴収方法（令和6年度分）

#### ①給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。

#### （定額減税の対象となる方）



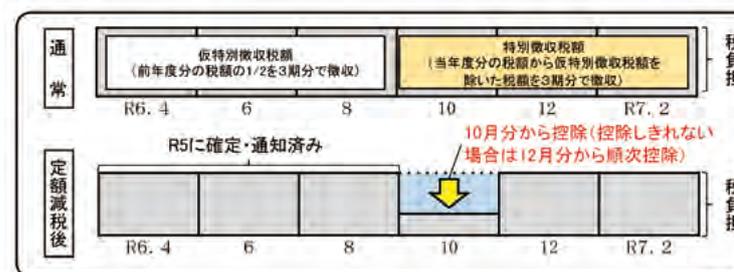
#### ②普通徴収（事業所得者等の方）

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



#### ③公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



### その他

- ・減税額については、納税通知書の裏面又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- ・定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- ・減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。

給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。  
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>

所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。  
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>



# 「五島をつなぐ ～支庁の窓～」

No.75

みなさんにとって身近な税金、自動車税種別割に●関してのお話です。

## 5月は自動車税種別割の納期です！

今年の自動車税種別割の納税通知書は5月1日(水)に発送します。

お手元に届きましたら、**5月31日(金)まで**にご納付ください。

### Q1 誰が払うの？

- 4月1日現在の車検証上の所有者(割賦販売の場合は使用者)に納税義務があります。
- 年度途中で譲渡等で自動車を手放した場合でも、4月1日現在の所有者に1年分の納税義務があります。

### Q2 金融機関に行く時間がないのですが…？

- スマートフォン決済アプリやクレジットカード納付など**キャッシュレス納税**ができます。是非ご利用ください。
- ※スマートフォン決済アプリ等で納付した場合、車検を更新できる(納付確認できる)状態になるまで約1週間程度かかります。余裕をもってご納付ください。

### Q3 年度途中で廃車した場合はどうなるの？

- 年度の途中で廃車にした場合は、月割計算で減額となります。既に税金を納付していただいている場合は還付されず。
- 廃車手続きを忘れると、翌年度も課税されてしまいますので、ご注意ください。

### Q4 減免制度はありますか？

- 障害者手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、減免を受けられる制度があります。
- 減免を受けるためには手続きが必要です。

キャッシュレス納税や減免制度など、詳しくは、東京都主税局ホームページをご確認いただくか、以下へお問い合わせください。

○東京都自動車税コールセンター

(TEL 03-3525-4066 午前9時～午後5時【土・日・祝日、年末年始を除く】)

○大島支庁総務課税務担当

(TEL 04992-2-4423(直通) 午前8時30分～午後5時15分【土・日・祝日、年末年始を除く】)

※**軽自動車税**種別割については、町村役場へお問い合わせください。

## 3月の簡易水道の状況



引き続き、無理のない節水にご協力をお願いします。

水道使用量	約3,005 m <sup>3</sup>
降水量	約252,0mm
貯水量合計(貯水率)	約10,542m <sup>3</sup> (約90.9%)

### 東邦航空 3月の運航状況

全就航率 93.5%

便名	61便	62便
就航率	93.5%	93.5%
利用人数	136人	175人

### 東海・神新汽船 3月の運航状況

全就航率 56.6%(昨年84.1%)

就航率	下り 66.0%(昨年86.4%)
	上り 46.9%(昨年81.8%)
乗客数	477人(昨年671人)
降客数	457人(昨年598人)

行き先	計画便数	就航便数	乗客数	降客数	
シジマトピア	下り	7	3(42.9%)	0	25
	上り	7	2(28.6%)	36	0
	合計	14	5(35.7%)	36	25
大型客船	下り	29	24(82.8%)	127	382
	上り	29	19(65.5%)	307	29
	合計	58	43(74.1%)	434	411
フリーター	各島経由	14	6(42.9%)	4	6
	下田行	13	2(15.4%)	3	15
	合計	27	8(29.6%)	7	21

内訳

※就航便数の( )内の数字は就航率

# 今月のカレンダー

2024年5月



日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3 憲法記念日	4 みどりの日
5 こどもの日	6 振替休日	7	8	9	10	11
12	13 きんぷく 休館日	14 井上保健師来島 (16日まで)	15	16 带状疱疹 予防接種(1回目)	17	18
19	20 歯科診療期間 (25日まで) きんぷく 休館日	21	22 粗大ごみ・ 小型家電収集日 (搬出予定は前金 曜日までに環建課 へ申込)	23	24	25
26	27 きんぷく 休館日	28 耳鼻科専門診療 (30日まで)	29	30	31	

## 村長だより(令和6年3月の動静)

6日(水)	椿生産者会議
11日(月)~15(金)	令和6年第1回利島村定例議会
19日(火)	利島村立利島小中学校卒業式 参列
25日(月)	大島支庁管理職員来島対応
28日(木)	総合開発審議会



## 3月のごみ・資源物の量

未:未集計,単位:kg  
※前年以前のものは  
未実施

	可燃ごみ	資源物														不燃ごみ	使い捨てライター	刃物類	乾電池	白熱灯ほか	蛍光灯	小型家電	粗大ごみ	
		生ごみ	アルミ缶	PETボトル	プラスチック包装	白色トレイ	ダンボール	紙製容器包装	新聞紙	雑誌(古紙)	ガラスびん			スチール缶	紙パック									金属くず
											無色	茶色	その他											
R6年3月	4,380	849	97	141	122	0	1,063	70	15	408	119	135	69	95	26	157	90	0	0	0	0	0	194	0
R5年3月	6,240	986	126	173	167	0	1,734	118	92	1,077	140	155	83	108	35	212	144	0	0	37	0	3	369	0
R4年3月	8,490	804	137	225	143	1	2,789	102	21	2,732	139	189	75	94	33	325	121	0	0	15	0	8	390	0

